



# 鹿児島県 農地バンクだより

～活かそう農地、託そう未来～

第17号

令和5年9月25日発行

公益財団法人鹿児島県地域振興公社

(鹿児島県農地バンク)

TEL 099-223-0223(農地部直通)



## 農地バンク事業活用者からのメッセージ ～担い手訪問実施中～

①経営品目・面積(うち、バンク活用面積) ②経営農地がある市町村 ③農地バンクを利用しての感想 ④集約に対する考え ⑤今後の経営の意向 ⑥農地制度に対する要望等

### 鹿児島市

#### 有限会社 坂之上製茶

代表取締役 坂之上 勝利さん(53)

- ① 茶・79ha(3.6ha)
- ② 鹿児島市直木町、日置市吹上町、南さつま市金峰町等
- ③ 賃料の支払いが楽になった、政策支援を受けられる。
- ④ 工場の稼働を平準化するために、あえて茶園を南から北と分割集約している。
- ⑤ 茶工場の生産能力もあり積極的な規模拡大とはいかないものの、離農する農家からの引受依頼が多い。
- ⑥ 相続未登記農地や遊休農地の解消が進むことを期待する。



坂之上代表取締役  
工場事務所前にて

### 日置市

#### 農事組合法人 田代ビレッジ

代表理事 日高 格一さん(69)

- ① 大豆・26ha, WCS・2.7ha ほか(21.8ha)
- ② 日置市東市来町(養母地区)
- ③ 賃料の支払いが楽になった。
- ④ 集落地域内の農業者の死亡・離農等による農地の貸借・売買により、かなり集約を進めてきた。
- ⑤ 現状維持で精一杯であるが、地域農業を支える使命感により、依頼があれば、農地を引き受けている。
- ⑥ 相続多数の登記の解決等の支援をしていただきたい。



日高代表理事  
トラクターは集落営農関連補助で導入

### いちき 串木野市

#### 農事組合法人 夢ファーム大里

代表 藤田 輝久さん(74)

- ① 表: WCS・22.6ha, 加工用米・9.6ha  
裏: 大麦・20ha, レタス・1ha(15.5ha)
- ② いちき串木野市大里(川南地区)
- ③ 決まった賃料を楽に支払えて、トラブルも少ない。
- ④ 経営体育成基盤整備事業の導入により集約が進んだ。
- ⑤ 法人役員の高齢化や担い手・従業員不足のため現状維持が精一杯である。
- ⑥ 賃貸契約の手続き等をワンストップにして欲しい。



藤田代表  
協力で導入したboomスプレーヤー

①経営品目・面積（うち、バンク活用面積） ②経営農地がある市町村 ③農地バンクを利用しての感想 ④集約に対する考え ⑤今後の経営の意向 ⑥農地制度に対する要望等

始良郡  
湧水町

さつまドリームファーム  
かみずる たつろう  
代表 上水流 達郎さん(66)

- ① ブルーベリー1.3ha、水稻0.35ha (0.96ha)
- ② 湧水町
- ③ 政策支援が受けられる。
- ④ ブルーベリーの畑は、農地保有合理化事業を活用し購入。1か所に集約されており、作業効率が高い。
- ⑤ 現状維持だが、新規品目としてクリやレモンも植える予定。
- ⑥ 農業者が減少する中、担い手に集積、集約が進むことを期待したい。



上水流代表(写真右)  
農園にはブルーベリーの甘い香りが広がる

大島郡  
知名町

いけざわ せいりょう  
池沢 清良さん(62)

- ① さとうきび7.5ha (2.0ha)
- ② 知名町
- ③ 賃料の支払いが楽になった。手続きに時間が掛かる点を改善してほしい。
- ④ 概ね集約済みであるが、ある程度は分散している方が良い。
- ⑤ 後継者も確保できたため家族としては規模拡大の方向
- ⑥ 農地バンクは、農地は必ず返還される事と賃料は必ず支払われる点をもっとPRすべき。



池沢さん(中央)と農業委員会  
森田事務局長(左)・上村事務局長(右)

大島郡  
与論町

はらだ しんいちろう  
原田 新一郎さん(67)

- ① 生産牛40頭、サトウキビ7ha (0.8ha)
- ② 与論町
- ③ 賃料の支払い時期の融通が効かない点は欠点
- ④ 小さな島なので無理に集約を進めることは考えていない。
- ⑤ 後継者も確保済みであり、さとうきびは規模拡大する予定。
- ⑥ 口約束での貸借は減ってきているが、農地バンクの推進方法を考えないといけない。また、賃料の徴収・支払日の選択肢をもっと増やしてほしい。



原田さん(写真右)と  
与論町産業課市来係長

ご多忙中にもかかわらず、記事掲載へのご協力ありがとうございました。内容は取材当時の情報です。

### 徴収・支払時期のお知らせ

対象者には事前に通知書を送付します。徴収・支払業務が円滑に進むよう、市町村等担当者様のご協力をお願いします。

- 徴収（耕作者→農地バンク）  
令和5年10月31日（火）
- 支払（農地バンク→所有者）  
令和5年11月30日（木）

### “合意解約日時点”での 原状回復が必要です

耕作者のみ合意解約する場合で、解約時の原状回復が不完全なケースが見受けられます。

耕作者のみ解約をされる場合には、**解約申出書提出時ではなく、合意解約日（引渡日）時点で原状回復が必要です。**申出者への十分なお説明をお願いします。